

◆合併に向けた取組の状況

協議会設置までの経緯

平成15年	5月10日～ 5月29日	市町村合併住民説明会開催 稲沢市、祖父江町、平和町内の16会場で実施
	6月16日～ 6月18日	稲沢市、祖父江町、平和町の議会にて稲沢市・祖父江町・平和町 合併協議会（法定協議会）の設置議案を可決
	7月1日	稲沢市・祖父江町・平和町合併協議会を設置 【協議会の構成員・全22名】 会 長 稲沢市長 副会長 祖父江町長、平和町長 委 員 1市2町の議会議員・助役 学識経験者（各市町選出及び共通）

協議会の開催状況

第1回協議会開催 7月8日（稲沢市役所議員総会室）

協議第1号 合併協議の基本方針として、次の6点を決めました。

- ①1市2町の背景を相互に理解し協議を進めます。
- ②住民のこえを活かした開かれた協議を進めます。
- ③中長期的な実現可能性・持続可能性に配慮し
- ④住民生活の向上をめざして協議を進めます。
- ⑤行政目的を意識して協議を進めます。
- ⑥1市2町全庁の能力をフル活用します。

て協議を進めます。

協議第2号 合併協議会会議運営規程を定めました。

会議は原則公開とし、会議録及び会議資料の閲覧や傍聴ができることなど、会議の運営について必要な事項が承認されました。

第2回協議会開催 8月8日（平和町役場大会議室）

協議第1号：合併協議会において協議を進める項目立て（合併協定項目）を承認しました。（P3～P6参照）

その他・合併の方式、合併の期日、新市の名称、新市の事務所の位置といった「基本4項目」について提案され、意見交換を行いました。

第3回協議会開催 8月27日（稲沢市勤労福祉会館）

協議第1号：合併の方式については、次回協議会以降、さらに協議を進めることになりました。

協議第2号：合併の期日を、「平成17年3月1日」としました。

協議第3号：新市の名称については、次回協議会以降、さらに協議を進めることになりました。

協議第4号：新市の事務所の位置を、「稲沢市稲府町1番地」としました。

その他・財産及び債務の取扱いその他の事項について提案され、意見交換を行いました。

◆合併に関するスケジュール（見込）

	事 項	協議会等における主な協議事項	（新市建設計画に関連する事項）
15年7月	稲沢市・祖父江町・平和町合併協議会設置		新市建設計画策定の方針
8月		基本4項目 ・合併の方式 ・合併の期日 ・新市の名称 ・新市の事務所の位置	新市の基本目標など 新市の土地利用構想（ゾーニング）など
9月			
10月	・「住民懇談会」開催 ・シンポジウム開催	財産・債務や議会議員の任期・定数など	
11月	新市建設計画の全般について意見を伺います。 「こんなまちづくりをしたい」「○○をしたらどうだろう」	税負担や事務組織・機構（現在の役所・役場のあり方）など	新市の主要な施策など（財政計画に基づく調整）
12月		町名・字名、行政区など	
16年1月		国民健康保険、介護保険、消防団など 保健衛生事業、福祉事業など	
2月			
3月	協議の結果をお知らせします。 「税負担はどうなるの？」 「どんなまちになるの？」 「住所はどうなるの？」 「福祉サービスは？」	健康づくり事業、環境対策事業、学校教育、コミュニティ施策など	
	・「住民説明会」開始	住民サービスや住民負担に関する協議概ね終了	新市建設計画案の作成 県正式協議を経て新市建設計画決定
4月	・住民意識調査の実施		
5月	・住民意識調査結果とりまとめ		
6月	合併に向けた合意の形成を経て・・・ 合併協定書調印 市町議会が合併を議決 合併（廃置分合）申請		
7月		法手続（約4ヶ月）	
8月			
9月			
10月	県議会が合併関係議案議決 知事が合併を決定	合併準備期間（約8ヶ月） ・制度の周知 ・電算システムの統合 ・庁舎の整備 ・条例規則の整備 など	
11月	官報告示 （合併の効力発生（確定））		
12月			
17年1月			
2月			
3月	合併の期日 （17年3月1日）		